

鎌田構成員提出資料

黒い雨被爆者健康手帳申請・認定状況（R5.11末）

広島県合計

申請件数 5, 798件

認定件数 5, 153件

却下件数 268件

【内訳】

・ 広島県管轄

申請件数 1, 876件

認定件数 1, 677件

却下件数 67件

・ 広島市管轄

申請件数 3, 922件

認定件数 3, 476件

却下件数 201件

※延べ件数。広島県市に聞取り。

柴田構成員提出資料

2023年12月25日

第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会

座長 佐々木康人先生

構成員 柴田義貞

第7回検討会配布資料について（意見）

第7回検討会は欠席させていただきますが、事前に事務局よりいただきました資料に基づいて、いくつか私見を述べさせていただきます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

① 原爆由来の放射性物質を確認する課題について

（1）気象モデルを構築し、そのモデルに基づいて（2）放射性降下物の拡散状況を推定することはきわめて重要であると考えており、五十嵐先生の研究班の成果に期待してきました。私の専門は放射線疫学・統計学で気象に関しては全くの素人です。したがって、以下は見当違いのコメントになるかもしれませんが、その節は一笑に付してください。

○ 既にご存知のことと思いますが、1953年3月に日本学術振興会が日本学術会議原子爆弾災害調査報告書刊行委員会編「原子爆弾災害調査報告集」を刊行しており、その第一分冊の理工学編には、広島、長崎の放射能分布と土壌調査のデータ、および116人の体験談聴取録（抄）が記載されています。これらのデータは先生方の気象モデルの検証の補助情報として利用できないものでしょうか。広島では己斐、高須は大量の放射性降下物が降った所として周知されています。また、長崎は広島と異なり、爆心の西方に金毘羅山があり、その山蔭に位置した西山貯水池周辺で大量の放射性降下物のあったことはよく知られており、米軍も占領後間もなく周辺の放射線量を測定しています。

② 健康影響が生じているか確認する課題について

1. 過去研究のレビューについて

- 平成 20 年原爆体験者等健康意識調査の再解析を行っておられますが、使用されたデータが当時の解析で使用されたものと同じであるかどうか明記してください。
- K6 スコアは一般に（1）5 点未満、（2）5 点～10 点未満、（3）10 点以上、に分類されますから、まず、この 3 群についてのデータも記載していただければありがたいです。
また、IES-R についても、3 個の下位尺度の得点分布も示していただければありがたいです。
- 種々の検定が行われていますが、data torturing になっていないでしょうか。

2. 黒い雨相談支援事業者の健康影響調査について

- 質問紙調査が行われていますが、質問紙の blank form を提示してください。
- また、電話調査については、調査者の人数、背景（この種の調査の経験年数など）などを示してください。
- 相談支援地域群と未指定地域を合併した分析が行われていますが、相談支援群は未指定地域の居住者のうち相談事業に参加した人々ということであれば、参加者（相談支援群）と非参加者（未指定地域群）との間に差があるかどうか調べておくべきであると考えますが、如何でしょうか。

3. がん登録を用いた研究に関する検討について

- 25 ページで「がん登録推進法のもと、顕名データのリンケージを研究目的で利用する場合は、対象者の同意が必要である」と記載されていますが、これは事実上「リンケージ」は不可能であることを意味しているわけで、これに対する研究者側からの反論はないのでしょうか。

4. その他

- 課題②についてはこれ以上有効な調査を行うことは困難かと考えます。

(以上)

增田構成員提出資料

「黒い雨」広島高裁判決と厚労省の被ばく者行政との関係に関連して 司法と行政の問題をどう考えるか

構成員 増田 善信

はじめに

第6回検討会で、荒井構成員が、令和3（2021）年7月14日の広島高等裁判所判決と、厚労省の被ばく者行政との関係に関連して発言された。この問題は司法と行政の問題をどう考えるかという重要な問題と関連があると思ったが、検討会の終了時間が近かったため、まったく意見を述べるできませんでした。この問題は、2022年4月1日に新基準のもとで開始された「黒い雨」被爆者救済の運用の問題との関係でも重要であると思われるので、特に取り上げました。

1. 荒井構成員の発言

第6回検討会の終わりころ、構成員の荒井先生が、「黒い雨」被爆者救済をめぐるの広島高裁判決と、政府の被ばく者行政との関係に関連して以下のように発言されました。第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会（第6回）議事録より該当部分を引用いたしました。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26551.html)

広島高裁の裁判も、それから、長年やってこられた厚生労働省の被爆者行政というのは、もともと法律に基づいての裁判であり、法律に基づいての被爆者援護行政だろうと思うのです。そこで、行政と裁判というのは同じ法律に基づいての行政であり、裁判であるのですけれども、おのずから役割がもともと違うわけで、そこで結果が違ってくると食い違いが出てくるということが間々起こることになります。これは国の機構の問題ですからやむを得ないことだろうと私は思います。

広島高裁の判決が、上告をしないという結果によっていわゆる確定をした。ただし、広島高裁の判決の中に書いてあるのは、今、木戸構成員が御指摘になったように、いわば疑わしければ影響があったとみなすべきだというような考え方に基づいての判断を示しているわけですが、

問題は裁判を起こした当事者八十何人の方々には手帳を交付するかどうかということが、言ってみれば一番の肝心の裁判の目的だったわけです。

それについては、言いたいことはあるけれども、やはりいろいろなことを考えて上告はしないことにしたと当時の総理談話で全国に説明されました。しかし、呑めないところもある、理解できないところもあるから整理して臨みましょうというのがあの段階での政府の考え方だったと思います。

あくまでも私が申し上げたいのは、判決の中でそういう説明あるいは考え方に触れられてはいるかもしれませんが、要は、判決に拘束されるのは、あの当事者について手帳を交付するということは動かさない。しかし、そこで判決の中にいろいろ書いてあることについては、ほかの裁判に必ずしも影響、拘束力を持つようなものではないと。これは法律の世界の常識になっております。

その判決をどう受け止めていくかどうかというのは、厚生労働省、行政としてはまた別の問題として考えるべきであろうと思うのですが、やはり基本的には裁判というのは個別の問題だということを一押ししておくべきだろうと私は思います。

要点を以下に整理しました。

- 1) 広島高裁の裁判と、厚生労働省の被爆行政と裁判というのは同じ法律に基づいての裁判、行政であるが、役割がもともと違い、結果が違ってくると食い違いは起こる。国の機構の問題
- 2) 広島高裁の判決は、当事者八十何人の方々到手帳を交付するか否かが目的
- 3) 菅首相談話は、その時点での政府の考えを表すもの
- 4) 判決に拘束されるのは、あの当事者について手帳を交付。そこで判決は、ほかの裁判に必ずしも影響、拘束力を持つようなものではない。これは法律の世界の常識
- 5) 裁判というのは個別の問題

2、増田構成員の見解

1) 荒井構成員は、「いわば疑わしければ影響があったとみなすべきだというような考えに基づいての判断を示しているわけです」と結論しているが、これは明らかに判決を読み違えたものであると思います。

判決骨子は「被爆者援護法1条3号の『身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者』の意義は、『原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者』と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射能の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が『原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと』を立証することで足りる」と述べています。これは援護法の基本的な目的である必要な救済をもれなく行うために、被爆者の申請はここに規定した程度の内容で足りるということを具体的に定義したものであり「疑わしければ影響があったものと見なす」などという、あいまい、かつ無原則なことを述べているわけではありません。

2) 荒井構成員は、「広島高裁の裁判も、厚労省の被爆者行政も、同じ法律に基づいているが、行政と裁判では、おのずとそれぞれ役割が違うので、食い違いが出るのが、間々起こる」と述べたうえで、「裁判というのは個別の問題だから、その判決をどう受け止めていくかどうかということは、厚労省の行政としては別の問題と考えるべきだ」という趣旨の発言をしておられます。

これは、三権分立の中で、同じ法律の下で、「司法と行政が異なる場合、どう対処すべきか」という問題として重要です。さらに、荒井構成員は「要はあの判決に拘束されるのは、あの当事者について手帳を交付することは動かさないが、他の裁判に必ずしも影響を及ぼさない、拘束力をもつようなものではない。これは法律の世界の常識になっている」といわれ、この裁判の原告84名以外に被爆者健康手帳交付は及ばないかのようにとれる発言をしています。

私は荒井構成員のご発言は、1)に記載した判決の評価を踏まえれば誤っていると考えます。行政は日常の業務を法に基づいて執行するが、法は細部までは明文規定していません。ゆえに行政は一定の自主的な判断に基づいて執行することになります。今回の被曝行政についての判決は、行政がこれまで行ってきた法解釈を誤りと指摘しているのです。そうとすれば三権分立の民主主義原則に基づいて、こののちの行政は、この確定判決に従う義務が生じることになります。すなわち今後の被爆者行政はこの確定判決によって方向を確定されたわけですから。

3、行政法からの考察

原爆「黒い雨」訴訟 田村和之・竹森雅奏（編）本の泉社（2023）228頁を引用いたします。

法治国家原理の否定

「黒い雨」訴訟に訴訟参加した厚生労働大臣（厚生労働省）、被告の広島県および広島市は行政訴訟で敗訴し、敗訴判決を受け入れたにもかかわらず、判決の主旨を尊重しようとしなない。これは、異常・異様な事態というほかない。

広島市健康福祉局原爆被害対策部長は、次のように述べてこの事態を合理化している。「原告以外の黒い雨体験者には、黒い雨裁判の高裁判決の効力は及ぶものではなく、国が上告を断念した際に示した総理談話に基づき、救済していくべきものと考えています。」（2022年2月14日広島市議会本会議における答弁）

行政訴訟や国賠訴訟で行政側が敗訴したとき、原告に対し判決に従い行政のあり方を改めるが、それ以外の者に対しては改めないというのでは、何のための裁判だったのかという疑問がわく。「黒い雨」訴訟のような行政訴訟は、法治国家原理の内実をなす「法律による行政の原理」の実効性を保障しようとするものである注(9)。したがって、国や地方自治体など行政活動に携わるものは、裁判の当事者であるか否かにかかわらず、行政訴訟で出された判決を尊重することが要請される。このようであれば、法治国家は成り立たない。厚労省、広島県・市の態度は、法治国家原理を否定するものである。

注(9)藤田宙靖『新版行政法総論上』青林書院、2020年、71頁

上記引用からの観点で、以下に要点を記します。

①荒井構成員の「あの判決に拘束される当事者について手帳を交付することは動かせないが、他の裁判に必ずしも影響を及ぼさない」という主張は、通常の民事訴訟においては、その通りかも知れないが、行政訴訟の場合、このように言うのは適切ではない。

②行政訴訟などの「行政救済法制度」では、「法律による行政の原理」を担保するとされているので、裁判結果は、行政上同じ条件の事例では、尊重されなければならないのである。

③裁判所判決は、当該事件の当事者間の限りで拘束力がある。「黒い雨」訴訟では、厚生労働大臣も訴訟参加している。従って、この裁判では、厚生労働大臣は被告である広島県、広島市と同じ法的地位・立場に置かれている。従って、厚生労働大臣は、「黒い雨」訴訟の原告との関係では、判決の法的拘束力を受けることになる。

④菅首相談話が「84人の原告の皆様には被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84人の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済するように、早急に対応を検討します」と述べているのは、判決の拘束力による取り扱いでなく、「行政救済法制度」が、「法律による行政の原理」を担保するものであることを認識しているからである。この点で首相談話は正しい。

⑤しかし、厚生労働省は、広島高裁の裁判で敗訴し、この判決を受け入れるとしていながら、「判決に拘束されるのは、あの当事者について手帳を交付するということは動かせない。しかし、そこで判決の中にいろいろ書いてあることについては、ほかの裁判に必ずしも影響、拘束力を持つようなものではないと。これは法律の世界の常識になっております」と断定しています。これは、三権分立を認めないものといわざるを得ないと思います。

以上が増田構成員の意見です。本意見を検討会資料として配布・保存し、次回検討会の議題とされることを要望いたします。

(2023・12・10)